

○大阪市立青少年センター条例

平成15年3月19日

条例第20号

改正 平成15年10月20日条例第72号

平成17年3月2日条例第4号

平成18年9月21日条例第84号

平成21年9月18日条例第87号

平成26年9月22日条例第107号

(設置)

第1条 大阪市立青少年センター（以下「センター」という。）を大阪市東淀川区東中島1丁目に設置する。

(目的)

第2条 センターは、青少年に対し音楽、舞踏、美術その他の芸術（以下「音楽等」という。）の創作、練習又は発表の場を提供することにより、青少年の自主的な音楽等の創作活動を支援し、青少年相互の交流を促進するとともに、青少年の文化と教養を高め、もって青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 講演会、講習会、音楽等の発表会の開催その他青少年の文化又は教養の向上に関すること
- (2) センターを青少年の利用に供し、その団体活動の育成を図ること
- (3) 青少年に対する各種の相談、指導及び助言を行うこと
- (4) 青少年の宿泊のための施設を提供すること
- (5) その他市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第4条 別表に掲げるセンターの施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、第8条の規定によりセンターの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用を許可しては

ならない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (3) 管理上支障があるとき
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき
- (5) その他不相当と認めるとき
（使用許可の取消し等）

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第4条の許可（以下「使用許可」という。）を受けたとき
- (2) 前条各号に定める事由が発生したとき
- (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき
（意見の聴取）

第6条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第5条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第5条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

（入館の制限）

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

（管理の代行）

第8条 センターの管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第9条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) センターの名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(指定申請)

第10条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、センターの管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(欠格条項)

第11条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(指定管理予定者の選定)

第12条 市長は、第10条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 第2条の目的に照らしセンターの効用を最大限に発揮するとともに、センターの管

理経費の縮減が図られるものであること

(3) 第16条各号に掲げる業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理者の指定等の公告)

第13条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(休館日)

第14条 施設（センターの宿泊室（以下「宿泊室」という。）を除く。）の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月第3水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日、土曜日及び休日以外の日）

(2) 12月28日から翌年1月4日まで

2 宿泊室は、無休とする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、センターの設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、第1項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

4 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

(供用時間)

第15条 センターの供用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 施設（宿泊室を除く。） 午前9時から午後10時まで

(2) 宿泊室 午後3時から翌日午前10時まで

2 前条第3項及び第4項の規定は、センターの供用時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第2項」とあるのは「第15条第1項」と、「第1項」とあるのは「同項」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間

を変更する」と、同条第4項中「前項」とあるのは「第15条第2項の規定により読み替えられた第14条第3項」と読み替えるものとする。

(業務の範囲)

第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げるセンターの事業の実施に関する事
- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関する事
- (3) その他センターの管理に関する事

(利用料金)

第17条 市長は、指定管理者に施設及びその附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 施設又はその附属設備を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 施設 別表に掲げる金額
- (2) 施設の附属設備 市規則で定める種別に応じて市規則で定める金額

4 本市の区域内に住所を有しない者に係る施設（センターの駐車場（以下「駐車場」という。）を除く。）の利用料金の額は、前項第1号の規定による金額の1割増しの範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。当該利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

5 日曜日、土曜日及び休日における施設（宿泊室を除く。）の利用料金の額は、第3項第1号及び前項の規定による金額の2割増しの範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。当該利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

6 施設（宿泊室及び駐車場を除く。）の使用許可を受けた者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合における利用料金の額は、第3項第1号及び前2項の規定による金額の5割増しの範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。当該利用料金の額の変更をしようとするときも、同様とする。

7 市長は、第3項から前項までの承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

8 指定管理者は、市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、利用料金の5割に相当する額の範囲内において利用料金を減額し、又は利用料金を免除することができる。

9 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰すことのできない特別の事由により施設を使用することができなくなったとき

(2) 使用者が施設の使用を開始する前に当該施設の使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて使用許可を取り消したとき

(3) その他市長が特別の事由があると認めるとき

(施行の細目)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則（第9条から第12条まで、第13条前段及び第24条の規定、平成15年10月20日施行、告示第1007号、第23条第3項及び第4項の規定、平成16年2月16日施行、第1条から第8条まで、第13条後段、第14条から第22条まで、第23条第1項、第2項、第5項及び第6項並びに別表の規定、平成16年2月20日施行、告示第167号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成15年10月20日条例第72号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月2日条例第4号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月21日条例第84号、第22条の改正規定（同条第1項、第2項、第5項及び第6項の改正規定を除く。）及び別表の改正規定、平成19年3月16日施行、第22条の改正規定（同条第1項、第2項、第5項及び第6項の改正規定を除く。）及び別表の改正規定を除くその他の改正規定、平成19年4月1日施行、告示第260号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成21年9月18日条例第87号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定及び第6条の

次に1条を加える改正規定は、同年1月1日から施行する。

附 則（平成26年9月22日条例第107号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市立青少年センター条例第17条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用に係る利用料金について適用し、同日前の施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第4条、第17条関係）

区分	利用料金
練習発表室	1室1日につき 54,600円
控室	1室1日につき 3,000円
音楽室	1室1日につき 14,600円
ダンス室	1室1日につき 20,100円
美術工房	1室1日につき 16,200円
音楽スタジオ	1室1日につき 53,700円
音楽・映像編集室	1室1日につき 20,300円
講義室	1室1日につき 13,100円
和室	1室1日につき 9,800円
会議室	1室1日につき 4,800円
宿泊室	1人1泊につき 5,300円（1室の使用を許可する場合にあっては、1室1泊につき31,800円）
駐車場	1台1日1回につき 2,000円